

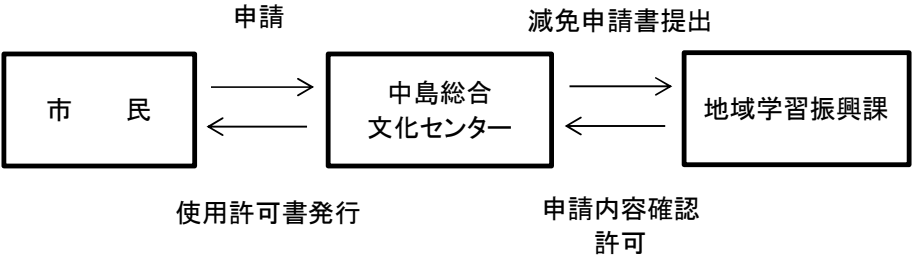
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	松山市中島総合文化センターの使用料の減免	
処 分 の 概 要	松山市中島総合文化センターの使用料の減免を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市中島総合文化センター条例（平成16年条例第49号）	
条 項	第9条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間		即日
所管課での処理期間		即日～7日
標準処理期間		計 即日～7日
審査基準	<p>松山市中島総合文化センター条例施行規則第8条の各号に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市中島総合文化センター条例</p> <p>（使用料の減免） 第9条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>松山市中島総合文化センター条例施行規則</p> <p>（使用料の減免） 第8条 条例第9条の規定により使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 教育委員会その他市の機関が主催又は共催して使用する場合 全額 (2) 市内の社会教育団体が社会教育のために使用する場合 全額 (3) 市内の社会福祉団体が社会福祉のために使用する場合 全額 (4) 前3号に掲げるもののほか、公益のために使用する場合で教育長が必要と認めるとき 教育長が認める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。